



重症心身障害児(者)等受入促進事業のご案内

富山県では、障害福祉サービス等を提供する法人を対象に、医療的ケア^{*1}が必要な重症心身障害児(者)等^{*2}の方の受け入れに必要な環境整備に要する経費を補助しています。

対象 次の①と②の両方に該当する法人

- ① 富山県内で、生活介護、短期入所（福祉型）、児童発達支援、放課後等デイサービスのいずれかを行う事業所を設置する法人。
- ② 令和2年4月以降に、医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)等の方にサービスを提供する法人。

補助する経費

- ・ 医療的ケアに必要な物品等の購入費
人工呼吸器、たん吸引器、血中酸素濃度計などの医療器具その他医療的ケアに必要な物品等の購入費用（ガーゼやカテーテル等の消耗品は除く）。
- ・ 重症心身障害児者等の受入れにあたって必要な施設改修費
バリアフリー化改修、安全確保のための改修その他受入れに必要な施設の改修費用。

補助額

- ・ 50万円以内（1法人につき年1回に限る。）
- ・ 要した費用の1/2以内（千円未満は切り捨て）
例：費用が100万円以上で、全額補助対象であれば、最高50万円の補助になります。

申請に必要な書類

- ・ 申請書・事業計画書・収支予算書 … 以上、指定の様式あり
- ・ 参考資料（受入れ利用児(者)に医療的ケアが必要であることや重症心身障害児(者)であることがわかるもの 等）

*** 補助金交付要綱や申請書等は、県障害福祉課のホームページをご覧ください。**

(http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1209/)

問い合わせ先及び申請書類提出先

富山県厚生部障害福祉課 地域生活支援係
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
電話 076-444-3213 FAX 076-444-3494
電子メールアドレス：ashogai-fukushi@pref.toyama.lg.jp

締切 令和3年2月末日

裏面もあります

【* 1 「医療的ケア」について】



①点滴の管理	⑩留置カテーテル
②中心静脈栄養	⑪咽頭エアウェイ
③ストーマ（人工肛門）の処置	⑫吸引（気管、鼻腔、口腔）
④酸素療法	⑬導尿
⑤レスピレーター（人工呼吸器）	⑭吸入
⑥気管切開の処置（カニューレ交換、消毒等）	⑮摘便、洗腸などの排便管理
⑦疼痛の看護（鎮痛薬の点滴や注射 等）	⑯てんかん発作時の処置や対応
⑧経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）	⑰インスリン注射
⑨褥瘡の処置	⑱その他医療的ケアと県が認めたもの



【* 2 「重症心身障害児(者)等」について】 次の①～②のいずれかに該当

- | |
|---|
| ① 医療ケア及び常時介護が必要な重症心身障害児(者)等であって、障害福祉サービスまたは障害児通所支援の支給決定を受けたもの。 |
| ② 医療的ケア及び常時介護が必要な難病（ALS、筋ジストロフィー）患児(者)であって、障害福祉サービスまたは障害児通所支援の支給決定を受けたもの。 |

